

議 案 第 6 2 号

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第 3 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する教育施設で任命権者が適当と認めるもの

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範

囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員

との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日（新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）第5条第4項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号。以下「退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 自己啓発等休業の承認その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うこと

ができる。

（新居浜市職員定数条例の一部改正）

- 3 新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

（新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 5 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

提案理由

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。